

職 職 ー 3 1 2
平成24年10月31日

(各府省官房長等) 殿

人事院職員福祉局長

「心の健康づくりのための職場環境改善」について（通知）

職員の心の健康づくりに関しては、「職員の心の健康づくりのための指針」（平成16年3月30日付け勤職ー75勤務条件局長通知）に基づき、各府省において取り組んでいただいているところです。

近年、心の健康づくり対策の一環として、職場のストレス要因等を職場単位で見出し、改善していこうという取組が注目されてきています。この取組は、職場のストレス要因に関連する職場環境の実態を把握して、働きやすい職場づくりのために役立っている点、改善すべき点を洗い出し、役立っている点については一層の促進を、改善すべき点については改善を行うことで、ストレスのないいきいきとした職場を実現し、職員のメンタルヘルスの向上を図ることを目的としています。また、働きやすい職場環境が整備されることで、職員の能力が十分発揮されることによる行政サービスの向上なども期待されます。

今般、人事院では、専門家による検討を踏まえ、この取組を公務の職場に導入するためのガイドラインとして、別添のとおり、「心の健康づくりのための職場環境改善マニュアル」等を取りまとめるとともに、「平成25年度「心の健康づくりのための職場環境改善」実施要綱」を策定しましたので、各府省におかれましては積極的にご活用ください。

以 上